

第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（案）に対する意見・情報と滋賀県の考え方

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
<第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況>			
なし			
<第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組>			
2	5	<p>○7行目～13行目</p> <p>良好な水質と豊かな生態系を両立させる検討は是非とも早急に進めていただきたい。しかしながら、本計画では栄養塩から魚介類資源へのいわゆる「餌のつながり」(循環)に滞りが生じていることを前提とされている。著しく減少している琵琶湖の魚介類資源を回復させるには、瀬戸内海や東京湾、伊勢湾などのように栄養塩自体の不足を踏まえた検討が必要不可欠である。</p> <p>そのため、記述の前段に「量的および質的な面での琵琶湖の栄養状態を正しく評価するとともに、」を加筆し、栄養面での琵琶湖の水質評価を実施していただきたい。</p>	<p>琵琶湖の窒素やりんの濃度は、これまでの対策の結果、南湖において環境基準を達成していないものの、多様な在来魚介類が生息していた昭和30年代後半と同程度のレベルまで改善されていると推定されます。</p> <p>一方で、栄養塩を利用して植物プランクトンが生みだした有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される過程の円滑さを評価するためには、御指摘の栄養塩の過不足がないかという要素を含め、気象（気温や水温、降水等）や湖流、湖辺環境など、様々な要素も踏まえて調査研究を進める必要があると考えています。</p> <p>このように御指摘の趣旨も含んでいることから原文のとおりとします。</p>
3	5	<p>○7行目～13行目</p> <p>良好な水質と豊かな生態系を両立させる検討の部分について、魚類や貝類が減っている中でそれを解消するために現行の環境基準達成のための考え方（削減一辺倒）に新たな方向性が必要ということで、流入負荷を増やす方向を研究されるということですが、これについて現時点では反対である。</p> <p>その理由は、南湖において環境基準が未達成であり、現行基準が達成しない状態で流入負荷を増やす（富栄養化を進め</p>	<p>良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討については、栄養塩を利用して植物プランクトンが生みだした有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される過程の円滑さを評価することが必要であり、これには、御指摘の流入負荷（栄養塩）の過不足がないかという要素を含め、気象（気温や水温、降水等）や湖流、湖辺環境など、様々な要素も踏まえて調査研究を進める必要があると考えています。</p> <p>なお、魚介類の回復に向けた対策を進めるにあたり、兵庫県が対策を</p>

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
		<p>る)と昔に逆戻りするであろうことは見えている。そもそも人間の飲用水であるということが一番考えなければならないのでは。</p> <p>魚介類の減少については、内湖の減少、全層循環の問題、ヨシの減少など周辺環境の変化等々が考えられるが、何故一つだけ取り上げて栄養塩を増やすことだけを考えようとするのか。どこからこういう意見が出てきたのか。</p> <p>何が原因(魚介類の減少)か研究されていると思うが、難しいことだと思うが早くつかんでほしいと思う。</p> <p>兵庫県ではイカナゴ等の復活のために、水質目標値(下限値)を設定したが、赤潮が復活していくのは自明の理である。今は時間がかかるかも知れないが、水質をもっと良くしていくことも止めないで、過ちを繰り返さないで欲しい。</p>	<p>進める瀬戸内海などの海域とは異なり、琵琶湖が1450万人の飲用水源であることを踏まえ、栄養塩を増やすことについては、慎重に検討する必要があると考えております。</p>
4	5 12	<p>○5頁 27行目～34行目</p> <p>○12頁 11行目～17行目</p> <p>本計画における方針および取組では、既に琵琶湖中に沈んでいる大量のプラスチックごみの対策については記載されていないが、今年度から試験的な取組と検討がされており、是非とも今後は本格的で継続した取組としていただくようお願いする。</p>	<p>琵琶湖のプラスチックごみのうち、漁業者の網にかかるものについては、場所や時期、漁法等によって変化があると考えられることから、まずは漁業者と市の協力が得られた地域(沖島)において、試験的に回収されたごみの実態を調査し、処理体制の検討や処理時の課題等の整理を令和3年8月より実施しているところです。</p> <p>この地域での取組を一つのモデルとして、今後、他の地域の漁業者や市町とも連携しながら、地域の実態に応じたごみ回収の仕組みについて、</p>

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
			琵琶湖全体での対応が必要かどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。
5	6	<p>○〈水質目標値〉および〈参考：T O Cの状況〉</p> <p>〈水質目標値〉の表のうちC O Dおよび〈参考：T O Cの状況〉の南湖における対策を講じない場合の数値について、C O DおよびT O Cの対策を講じない場合の数値が、現状よりも改善し、かつ対策を講じた場合と同じであることに対する説明が必要ではないか。</p>	御指摘いただいた点については、34 頁 8 行目以降に「プランクトンの内部生産の影響等により、対策を講じない場合と講じた場合に大きな差はありませんでした」と記載しております。
7	13	<p>○20 行目～22 行目</p> <p>(9) 調査研究の推進で記載されている「要件」および「指標」は具体的にどのような事項を想定されているのかお示しいただきたい。</p>	<p>「要件」とは、例えば、気温や水温、降水などの気象条件や湖流などについて、動物プランクトンの餌となりやすい植物プランクトンが増殖しやすい条件を想定しています。</p> <p>また、「指標」とは、転換効率（植物プランクトンが作り出した有機物が動物プランクトンに受け渡される効率）のように、植物プランクトンから始まる生態系の物質循環の円滑さを評価できるものを想定しています。</p> <p>具体的には、今後進める調査研究の中で検討してまいります。</p>
8	14	<p>○25 行目～26 行目</p> <p>外来魚対策の記述で「在来生物に影響を及ぼすオオクチバスやブルーギル等の外来魚の駆除や繁殖抑制に努めるとともに」とあるが、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）では「効果的かつ徹底的な防除」と記述されており、徹底的な対策が必要である。</p> <p>第2期計画との整合性を図</p>	<p>御意見を踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）との整合を図り、次のとおり修正します。</p> <p>在来生物に影響を及ぼすオオクチバスやブルーギル等の外来魚の<u>効果的かつ徹底的な防除</u>に努めるとともに</p>

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
		るためにも、「 <u>外来魚の徹底的な駆除や繁殖抑制に努める</u> 」に修正していただきたい。	
＜第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画＞			
9	17 18	<p>○17頁39行目～18頁2行目 ホタルの飛翔地域数は特に今年度急激に増加しており、それまでは増減を繰り返していることから、次のとおり修正してはどうか。</p> <p>(修正前) 改善傾向ないしは横ばいがあり、<u>同様にホタルについても、飛翔地域数が増加傾向を示していることから、流出水計画で掲げた赤野井湾のあるべき姿に近づいています。</u></p> <p>(修正案) 改善傾向ないしは横ばいがあり、<u>少しずつではありますが流出水計画で掲げた赤野井湾のあるべき姿に近づいています。</u></p>	<p>赤野井湾流域のホタルについては、赤野井湾流域流出水対策推進連絡会において評価を行い、計画策定以降、飛翔地点数に増加傾向が見られることを確認しています。</p> <p>このことを踏まえ「飛翔地域数」を「飛翔地点数」に修正し、それ以外は原文のままとします。</p>
＜参考1～5＞			
なし			
＜概要＞			
11	概要	<p>○第1章 「1. 琵琶湖と湖沼水質保全計画」2行目に湖沼法の表記があることから、次のとおり修正してはどうか。</p> <p>(修正案) 湖沼水質保全特別措置法が制定され</p> <p>(修正案) <u>湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」という。)が制定され</u></p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p><u>湖沼水質保全特別措置法(以下「湖沼法」という。)が制定され</u></p>